

# 熊本県公報

第 1 1 4 7 6 号  
平成 18 年 11 月 6 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会 計 課) 1
<b>告 示</b>	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○ "	( " ) 2
○道路の供用開始	( " ) 2
○家畜伝染病(ヨネ病)の発生	(畜産課) 2
○指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)	(高齢者支援総室) 3
○指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防通所介護)	( " ) 3
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正	(会 計 課) 3
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正	( " ) 3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 4
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の設立認証申請	(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 4
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請	( " ) 5
○県有財産の売却	(管 財 課) 5
○開発行為工事完了	(建 築 課) 6
○ "	( " ) 6
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 6
○県有財産の売却	(管 財 課) 7
○ "	( " ) 7
○地域森林計画の変更に係る計画(案)	(森林整備課) 8

## 規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 76 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則  
熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)の一部を次のように改正する。  
第 93 条の 2 第 1 項中「第 167 条の 2 第 1 項第 3 号」の次に「及び第 4 号」を加える。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 熊本県告示第 1105 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本菊鹿 線	菊池市七城町加恵	前	6.0 ～ 19.0	472.0	緊道整
		137 番 地先から 同 所 1008 番 地先まで				
		菊池市七城町加恵	後	14.2 ～ 47.5	503.4	
		137 番 地先から 同 所 1009 番 2 地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 18 年 11 月 6 日

**熊本県告示第 1106 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	海路口小 島線	熊本市沖新町字塘下	前	10.0 ～ 12.4	68.4	取り付け 道路の編 入
		3997 番 1 地先から 同 所				
		4001 番 地先まで	後	10.0 ～ 15.6	68.4	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 11 月 6 日

**熊本県告示第 1107 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	海路口小島 線	熊本市沖新町字塘下 3997 番 1 地先から 同 所 4001 番 地先まで	68.4	取り付け 道路の編 入

2 供用を開始する期日 平成 18 年 11 月 6 日

**熊本県告示第 1108 号**

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 18 年 10 月 17 日	上益城郡	1 戸 1 頭	乳用牛

**熊本県告示第 1109 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
てのひら 玉名市富尾字北田 244 番地 2	株式会社ベストケア	平成 18 年 10 月 26 日

**熊本県告示第 1110 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
てのひら 玉名市富尾字北田 244 番地 2	株式会社ベストケア	平成 18 年 10 月 26 日

**熊本県告示第 1111 号**

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成 18 年 11 月 20 日から施行する。

平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中

「西日本シティ 熊本支店 銀行	熊本市城東町 2-22	」を
西日本シティ 熊本中央支店 銀行	熊本市花畑町 11-18	
「西日本シティ 熊本支店 銀行	熊本市花畑町 11 番 18 号	」に改める。

**熊本県告示第 1112 号**

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11）の一部を次のように改める。

別表第 1 肥後銀行本店の項中

「福岡銀行熊本営業部」を「福岡銀行熊本営業部  
西日本シティ銀行熊本支店」に改める。

別表第 2 肥後銀行本店の部「西日本シティ銀行熊本支店」の項を削る。

別表第 2 中

肥後銀行天草支店	天草信用金庫本店	天草信用金庫本店 天草信用金庫有明支店 天草信用金庫龍ヶ岳支店 天草信用金庫御所浦支店 天草信用金庫倉岳支店
----------	----------	--

		天草信用金庫中央支店 天草信用金庫瀬戸橋支店
	熊本県信用組合本渡支店	熊本県信用組合本渡支店 熊本県信用組合御領支店 熊本県信用組合高浜支店
	本渡五和農業協同組合本所	本渡五和農業協同組合の全支所
肥後銀行本渡北支店	あまくさ農業協同組合	あまくさ農業協同組合の全支所

を

肥後銀行天草支店	天草信用金庫本店	天草信用金庫本店 天草信用金庫有明支店 天草信用金庫龍ヶ岳支店 天草信用金庫御所浦支店 天草信用金庫倉岳支店 天草信用金庫中央支店 天草信用金庫瀬戸橋支店
	熊本県信用組合本渡支店	熊本県信用組合本渡支店 熊本県信用組合御領支店 熊本県信用組合高浜支店
	本渡五和農業協同組合本所	本渡五和農業協同組合の全支所
	あまくさ農業協同組合本所	あまくさ農業協同組合の全支所

附 則

この要領は平成 18 年 11 月 20 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定（肥後銀行本店の部西日本シティ銀行熊本支店の項を削る改正規定を除く。）は、平成 18 年 6 月 21 日から適用する。

熊本県告示第 1113 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡御船町大字七滝字鈴原 4230
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定 施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 793 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 18 年 10 月 19 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人武蔵ヶ丘高齢者生活サポートセンター
- 3 代表者の氏名

- 白根 和幸
- 4 主たる事務所の所在地  
菊池郡菊陽町津久礼 3566-21
- 5 定款に記載された目的  
この法人は武蔵ヶ丘地区および、その周辺地域に居住する高齢者の将来に亘る安心、安全で健康的な在宅生活を支援するため、日常的な交流を通して、地域に密着した福祉サービス事業を展開するとともに、この活動を実践していく中で、家庭内引き篋もりや就労、就学意欲の無い若者に働く喜び、学ぶ喜びと自信を身に付けさせ、社会進出の契機を与えることを目的とする。

#### 熊本県公告第 794 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 18 年 10 月 17 日
- 2 名称  
NPO 法人うとスポーツクラブ
- 3 代表者の氏名  
齊藤 義美
- 4 主たる事務所の所在地  
宇土市旭町 504 番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、各種スポーツ教室などのスポーツ振興を図る事業、交流会や講演会などのイベント、まちづくり推進や青少年健全育成事業を行い、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「だれとでも」「いつまでも」スポーツに気軽に触れ親しみ、世代を超えて相互の親睦と健康づくりを図ると共に地域の活性化と青少年の健全育成、運動能力のレベルアップを図ることに寄与することを目的とする。

#### 熊本県公告第 795 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
土地 宇城市三角町戸馳字仁垣 5195 番 2  
地目 宅地 地積 470.72 平方メートル（実測、公簿）  
建物 宇城市三角町戸馳字仁垣 5195 番 2  
住宅 木造セメント瓦葺平家建 床面積 72.04 平方メートル  
物置 木造スレート葺平家建 床面積 5.29 平方メートル  
最低売却価格 3,538,000 円
- 2 入札期日 平成 18 年 12 月 8 日（金）午前 10 時
- 3 入札場所 宇城市三角町戸馳 5195 番地 2 売却物件建物内（宇城警察署署員宿舎（戸馳））
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ないもの  
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による。  
提出期限 平成 18 年 12 月 6 日（水）午後 5 時  
（郵送の場合は提出期限までに必着）

- 提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 個人の場合 印鑑証明書
  - (2) 法人の場合 印鑑証明書
  - (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
- (1) 契約締結期限 平成 18 年 12 月 22 日 (金)
  - (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
  - (3) 契約締結場所 別途指定する。
  - (4) 入札参加者は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例 (昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) 等を承知のうえ、入札するものとする。
  - (5) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課 (電話 096-333-2122)

**熊本県公告第 796 号**

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。  
平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字中野 4393 番 129  
329.69 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市薄場一丁目 10 番 36 号  
浦中 正満

**熊本県公告第 797 号**

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。  
平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市原万田字八反田 628 番 1、同 630 番 1、同字御馬給 667 番 2、同 670 番 1、同 696 番 2、同 700 番 10、同 670 番 10 の一部、同 700 番 8 の一部、同 700 番 12 の一部、同万田字陣内 682 番 2、同 684 番 4、同字西ノ峯 690 番 15、同 706 番 2、同 710 番 1、同 715 番 4 の一部及び水路並びに里道の一部  
31,789.78 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区神田佐久間海岸 67 番地  
ロック開発株式会社

**熊本県公告第 798 号**

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社マミーズ原万田店  
荒尾市原万田字八反田 618-3
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前 1,134 平方メートル  
変更後 1,453 平方メートル
  - (2) 駐車場の位置および収容台数  
変更前 111 台  
変更後 81 台
  - (3) 荷さばき場の位置及び面積  
変更前 235 平方メートル  
変更後 158 平方メートル
- 3 変更する年月日  
平成 19 年 6 月 17 日
- 4 変更する理由

- 売場面積拡張のため
- 5 届出年月日  
平成 18 年 10 月 16 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課  
平成 18 年 11 月 6 日から平成 19 年 3 月 6 日まで

**熊本県公告第 799 号**

県有財産を次のとおり売却する。  
平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
土地 菊池市雪野字加護峰 1629 番 2  
地目 宅地 地積 359.76 平方メートル  
建物 菊池市雪野字加護峰 1629 番 2  
住宅 木造セメント瓦葺平家建 延床面積 61.67 平方メートル  
物置 木造スレート葺平家建 延床面積 5.29 平方メートル  
最低売却価格 640,000 円
- 2 入札期日  
平成 18 年 12 月 5 日（火） 午前 10 時
- 3 入札場所  
菊池市隈府 1272-10 熊本県菊池総合庁舎 第 4 会議室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ないもの  
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による。  
提出期限 平成 18 年 12 月 1 日（金） 午後 5 時  
（郵送の場合は提出期限までに必着）  
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。  
(1) 個人の場合 印鑑証明書  
(2) 法人の場合 印鑑証明書  
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他  
(1) 契約締結期限 平成 18 年 12 月 19 日（火）  
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。  
(3) 契約締結場所 別途指定する。  
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。  
(5) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

**熊本県公告第 800 号**

県有財産を次のとおり売却する。  
平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
土地 玉名市大浜町字下屋敷 904 番 2  
地目 宅地 地積 248.22 平方メートル

- 建 物 玉名市大浜町字下屋敷 904 番 2  
住宅 木造セメント瓦葺平家建 延床面積 61.67 平方メートル  
物置 木造スレート葺平家建 延床面積 4.97 平方メートル
- 最低売却価格 2,700,000 円
- 2 入札期日  
平成 18 年 12 月 7 日（木） 午前 10 時
- 3 入札場所  
玉名市岩崎 1004-1 熊本県玉名総合庁舎 2 階 東会議室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地説明  
次の日時及び場所で行う。  
日時 平成 18 年 11 月 28 日（火）午前 10 時から午後 1 時まで  
場所 玉名市大浜町字下屋敷 904 番 2
- 7 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 8 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ないもの  
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 9 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による。  
提出期限 平成 18 年 12 月 5 日（火）午後 5 時  
（郵送の場合は提出期限までに必着）  
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 10 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。  
(1) 個人の場合 印鑑証明書  
(2) 法人の場合 印鑑証明書  
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 11 その他  
(1) 契約締結期限 平成 18 年 12 月 21 日（木）  
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。  
(3) 契約締結場所 別途指定する。  
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。  
(5) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

### 熊本県公告第 801 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項及び第 39 条の 4 第 1 項の規定により地域森林計画を変更したいので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画変更計画の案を縦覧に供する。

なお、意見のある者は、平成 18 年 11 月 6 日から起算して 30 日以内に、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成 18 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類 白川・菊池川地域森林計画変更計画書（案）、緑川地域森林計画変更計画書（案）、球磨川地域森林計画変更計画書（案）及び天草地域森林計画変更計画書（案）
- 2 縦覧期間 平成 18 年 11 月 6 日から平成 18 年 12 月 5 日まで
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県宇城地域振興局、熊本県玉名地域振興局、熊本県鹿本地域振興局、熊本県菊池地域振興局、熊本県阿蘇地域振興局、熊本県上益城地域振興局、熊本県八代地域振興局、熊本県芦北地域振興局、熊本県球磨地域振興局及び熊本県天草地域振興局